



第199号  
 令和6年8月9日発行  
 発行所  
 秋田県建設技能組合連合会  
 秋田市高陽青柳町1-43  
 電話 018(862)3050(代表)  
 FAX 018(862)3060  
 http://www.ginou.ac.jp

第六十七回

定期大会開催

五月二十二日(水) ホテルメトロポリタン秋田において、第六十七回秋田県建設技能組合連合会定期大会が全県各地より代議員・役員・表彰者を含む六十余名により開催いたしました。

大会は能代山本組合の加藤一喜氏と仙北南部組合の藤原政春氏を議長に選出し、堀内大会準備委員長の経過報告の後、表彰状授与に移り令和五年度の優良組合員六名と、特別表彰として六名の方々の表彰を行いました。

続いて小坂会長の挨拶の後、大会議事に移り質疑応答の後、全て拍手をもって承認となりました。

- 一、経過報告・行事報告
  - 二、決算報告
  - 三、監査報告
  - 四、事業計画(案)
  - 五、一般会計収支予算(案)
- また、任期満了にともなう役員改選では、各単組から推薦のありました候補者十名が選考され、石成選考委員長より新役員が発表されました。

新役員を代表して佐々木会長より挨拶が行われ、締めの方歳三唱は佐々木大会運営委員長が行い、第六十七回県連合会定期大会は無事終了いたしました。

また、大会終了後に行われました懇親会では、秋田県議会議員技能議員連盟 幹事長高橋武浩氏並びに秋田県職業能力協会会長の佐藤賢一郎氏の代理で専務理事 成田誠氏が来賓を代表して挨拶し懇親会は終了となりました。



表彰おめでとうございます。今後益々のご活躍をお祈りいたします。

令和五年度 優良組合員表彰

- 大森 照人(鹿角十和田)
- 三浦 斉(大館)
- 木村 政昭(大館)
- 高階 勝美(仙北南部)
- 奥山 博茂(仙北南部)
- 松井 広美(羽後町)

令和五年度 会長特別表彰

- 沢田 正春(鹿角十和田)
- 羽沢 興修(大館)
- 東海林 詔一(雄和)
- 浅野 富雄(雄和)
- 高橋 良一(仙北南部)
- 藤井 幸隆(羽後町)

残暑お見舞い

申し上げます

令和六年 晩夏

秋田県建設技能組合連合会

相談役 北林 康司

田村 金 實

柳谷 金 悦

小坂 忠 美

藤井 幸 隆

高田 敏 雄

佐々木 正 美

田村 喜代宣

副会長 櫻庭 義明

出雲 義 英

武田 一 範

木原 忠 悦

専務理事 吉野 一 雄

会計理事 長谷部 金 一

監事 高橋 留 男

東屋 浩



令和5年10月1日より、建築物の解体に係る石綿(アスベスト)の事前調査が義務化され、県の住宅リフォーム推進事業の補助対象工事に事前調査費も算入可能になりました



# ご挨拶

秋田県建設技能組合連合会

会長 佐々木 正美

暑中お見舞い申し上げます。県連合会第六十七回定期大会におかれましては、各単組の代議員並びに関係各位のご協力のもと、お陰様をもちまして盛会裡に終了

できましたことに心から御礼申し上げます。各単組から推薦され表彰されました組合員各位には長年の組合活動に對しまして心より敬意と感謝を申し上げます。

また、この度の定期大会において役員改選により私を会長の任にご承認いただき、身の引き締まる重責と受け止めておる次第です。一生懸命、誠心誠意努めて参ります。

さて、七月二十四日未明から発生いたしました東北地方の日本海側に停滞していた線状降水帯の影響により、由利本荘市、にかほ市、北秋田市では記録的大雨により河川が短時間で氾濫し、多くの住民が甚大な被害を受けました。住宅や

農地の浸水被害にあわれまされた組合員の皆様には、衷心よりお見舞い申し上げます。皆様の安全と一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

新型コロナウイルスも第五類に移行し、一年余りが経ち国内の景気も徐々に持ち直しているところですが、ロシアによるウクライナ侵攻が長期化し、原油価格や原材料費の高騰により食料品も大きな値上げとなりました。そうしたあらゆる物資の値上げは、コロナ禍と重なり我々の生活環境にかかわるすべてに悪影響を及ぼしました。住宅

資材は高止まりのままで、現在の住宅価格にも大きな影響が出ております。特に秋田県は人口減少により我々建築業の主業となる民間工事の受注の減少が顕著となっており、現在新築住宅を購入する子育て世代の大半は、大手ハウスメー

カーに依頼する傾向が殆どとなってきました。我々会員はリフォーム工事に頼る仕事が多くなり、この社会現象の大きな流れを県連合会としても受け止めていく必要があります。長期的な課題として以前から問題となっている大工職人の高齢化による担い手不足や賃金問題の改善などに対しては、我々建築技能者の福利厚生充実と生活基盤の安定を図ることが急務となっております。今後も組織として問題解決のため様々な対応が必要になってくると思っております。まずは、国、県、市町村が住宅に対し支援している秋田県住宅リフォーム推進事業、ウッド

力し、地域の活性化につながる信頼される組織となるよう、組合活動へのご協力をお願いいたします。

また、国では働き方改革関連法、外国人労働者の雇用支援、防災事故防止対策など、我々が対応しなければならぬ課題が山積みとなっており、引き続き、組織として会員の皆様と情報を共有し、いち早く情報を伝達して参ります。

県連合会では、各種事業をとおして会員相互の交流と親睦の他に、今年度も秋田県議会議員技能議員連盟の方々との意見交換会を予定しております。直接対話ができる貴重な機会となりますので、様々な問題を提起し各種要望や陳情を伝え、我々建築技能者の生活環境整備を進めて参ります。

最後に参りますが、連日暑さが続いております。こまめな水分補給を心がけ、体調管理に留意しながらお仕事に励んでいただき、県連合会の発展と強固な組織づくりを目指すためにも、会員一丸となって共に頑張ってくださいと思います。

また、国では働き方改革関連法、外国人労働者の雇用支援、防災事故防止対策など、我々が対応しなければならぬ課題が山積みとなっており、引き続き、組織として会員の皆様と情報を共有し、いち早く情報を伝達して参ります。

県連合会では、各種事業をとおして会員相互の交流と親睦の他に、今年度も秋田県議会議員技能議員連盟の方々との意見交換会を予定しております。直接対話ができる貴重な機会となりますので、様々な問題を提起し各種要望や陳情を伝え、我々建築技能者の生活環境整備を進めて参ります。

最後に参りますが、連日暑さが続いております。こまめな水分補給を心がけ、体調管理に留意しながらお仕事に励んでいただき、県連合会の発展と強固な組織づくりを目指すためにも、会員一丸となって共に頑張ってくださいと思います。

最後に参りますが、連日暑さが続いております。こまめな水分補給を心がけ、体調管理に留意しながらお仕事に励んでいただき、県連合会の発展と強固な組織づくりを目指すためにも、会員一丸となって共に頑張ってくださいと思います。

**訃報**



長年、当連合会の技能振興へご尽力をいただきました連合会相談役(元副会長)で秋田中央建設組合の佐藤利武氏が令和六年一月五日にご逝去されました。八十三歳でした。謹んでご冥福をお祈りいたします。

このたびの七月二十四日からの豪雨災害により被害を受けられた皆様に、謹んでお見舞い申し上げます。被害の大きかった市町村では、県や関係機関と連携して被災者支援制度や相談窓口を開設しております。皆様の安全と一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

**秋田杉匠の会 国土交通省事業 「地域型住宅グリーン化事業」継続中**

令和5年度の補正予算として「地域型住宅グリーン化事業」が引き続き継続となりました。主要構造材の70%に県産材を利用した「秋田杉の香る家」を提案し、県のウッドファーストあきた県内住宅販路強化事業にも参加し、各種補助金制度が利用できる事業となっております。

この事業はグループ化された各工務店において地域材を活用した長期優良住宅として、本年度も12月25日まで完了実績報告をご提出いただく必要がありますが、子育て世帯に該当しない方でも補助金を受けられる事業となっております。

令和6年度の設計労務単価は31,900円です。組織の一員としてお客様に安心安全な技術を提供し、後継者育成のため設計労務単価を提示いたしましょう

# 令和六年度 第二回理事会開催

第六十七回定期大会後、はじめてとなる新理事(二十一名)による第二回理事会を六月二十日(木)に開催いたしました。

会議では、令和六年度の新顧問・相談役が承認され、新たに理事の中から常任理事(専門部担当)の役員を決定いたしました。理事会終了後は、各専門部会の第一回部会を開催し、各事業の日程や事業内容について話し合いをいたしました。

## 新役員(常任理事)決定

### 総務・事業部

部長 田村喜代宣(副会長)  
副部長 堀内 秀悦(鷹 巣)  
部 員 木原 忠悦(専務理事)  
吉野 一雄(会計理事)

### 厚生部

部長 出雲 義英(副会長)  
副部長 工藤 政志(由利本荘)  
部 員 田口 誠三(鹿角十和田)  
吉田 安司(若 美)  
佐々木美弘(十文字町)

### 技能養成部

部長 武田 一範(副会長)  
副部長 斎藤 忠(にかほ市)  
部 員 藤田 信一(潟 上)  
武藤 昌富(仙北西部)  
佐藤 伸(能代山本)

### 青年対策部

部長 櫻庭 義明(副会長)  
副部長 佐藤 栄(秋田中央)  
部 員 佐藤 孝彦(大 館)  
石成 重信(五 城 目)  
和義 湯 沢

任期は令和六年〜令和七年度までとなります。

## 令和六年度 県連合会事業のご案内

### 総務・事業部

秋田県議会技能議員連盟との意見交換会

日時・会場  
令和六年九月十八日(水)  
午後四時三十分  
秋田キャッスルホテル

※詳しい日程が決まり次第、あらためてご案内いたします。

- 一、次年度へ向けた県への各種陳情
- 一、増改築相談員登録講習会
- 一、建築大工基幹技能者登録講習会

## 青年対策部・厚生部

第十回全県グラウンドゴルフ大会

日時・会場  
令和六年九月二十二日(日)  
午前九時三十分集合  
午前十時三十分スタート  
道の駅てんのう  
グラウンドゴルフ場

## 青年対策部

第五十七回全県技能組合研修  
日時・会場  
令和六年十一月二日(土)

秋田市 天然温泉ホテルこまち

※詳しい日程が決まり次第、あらためてご案内いたします。

## 技能養成部

第六十一回全県技能競技大会

日時・会場  
令和六年十一月十二日(火)  
県立秋田技術専門校職業訓練センター(秋田市向浜)

### 競技種目

建築大工  
壮年の部(満二十六歳以上)  
青年の部(満二十六歳以下)  
左官

### 課題(青年の部変更)

建築大工  
壮年の部 振隅木、平タルキ、ひよどり栓、取合い小屋組  
青年の部 振れ垂木小屋組  
左官 技能検定に準ずる  
課題材質(前年度と同様)  
壮年、青年の部 スギ材  
競技時間(前年度と同様)  
建築大工  
壮年の部 (七時間)  
打ち切り時間(七時間十五分)  
青年の部 (五時間三十分)  
打ち切り時間(五時間四十五分)  
左官 技能検定に準ずる

※建築大工青年の部の入賞者は、年齢に関係なく壮年の部に出場することが出来ますのでふるってご参加下さい。

※昨年度大会当日、準備段階の試作品を発表しておりましたが、七月に新役員による技能養成部会を開始し、新課題を決定いたしました。

## 厚生部

支部出張所職員研修会

日時・会場  
令和六年八月二十七日(火)  
県建設技能センター

- 一、県連合会と連携した建設国保への加入促進
- 一、労働保険(一人親方、事業所)への加入促進

令和五年七月、九月の秋田市水害における被災者住宅の解体工事等の事業所募集について  
(被災者生活再建支援金が一年延期されました)

昨年七月、九月に県内全域に発生いたしました記録的大雨による水害において秋田市では、災害救助法に基づく応急修理制度の利用にあたり、市民や施工業者など期限までに工事の完了の目的が立たない方がおられたり、業者に依頼しても期限までに修理が出来ないなどの理由から、工事の完了期限を令和七年三月三十一日まで延長をいたしました。延長後も復旧支援が進まず被災者が減らないことから、十二月以降、市社会福祉協議会と連携して地域支え合いセンターを開設し、被災者宅を一軒一軒廻り、再度聞き取り調査をして復旧支援の掘り起こしを進めておりました。

当連合会として市社会福祉協議会からの依頼を受け、すぐに国の補助金を利用した解体工事

ができる事業所を募集いたしました。令和七年八月三十一日まで一年間延長の報告を受けたため、取り急ぎ業者を募らなくともよいこととなりました。引き続き、国の被災者支援補助金を利用した解体工事を進めたいお話が出た際には会員登録事業所へご連絡をいたします。

二〇二五年四月から四号特例が縮小されます

省エネ基準の適合化に合わせて木造戸建住宅を建築する場合の建築確認手続きが見直されます。

四号特例の縮小にともない会員登録工務店等が受ける影響

- ・工期が延びる
- ・提出図面が増え、審査項目や手続きに時間がかかる
- ・設計者の負担が増える
- ・設計士が作成業務を行うため、業務の負担が大きくなる
- ・住宅価格が高くなる
- ・今まで不要だった延床面積のリフォーム工事にも提出する図面が増える
- ・工務店内で情報を共有するとともにお客様への説明及び理解が必要になる

※最大のメリットは四号特例の縮小により住宅の構造や耐震性が向上され、お客様には安全性が高く安心して住める住宅が提供されます。

建設工事に従事する個人事業主、一人親方等が加入出来る建設国保は多くの会員が加入しております。加入手続きは、最寄りの技能センターや組合事務所へお問い合わせ下さい

# 令和六年度 秋田県住宅関連各種補助事業制度

## 住宅リフォーム推進事業

### (県建築住宅課)

秋田県では、昨年に引き続き、子育て支援及び移住・定住世帯では、更に在宅リノベーションの環境整備工事を行った場合、補助が上限二十万円加算され支援が充実となっております(以下の③はリノベーションの環境整備工事の対象ではありません)。

### ①子育て世帯

#### (1) 持ち家型

対象者：十八歳以下の子二人以上と同居の親子世帯  
 対象住宅：一戸建て(共同住宅可)  
 対象工事：五十万円以上のリフォーム・増改築

対象額：補助対象額の二十%、最大四十万円の補助

#### (2) 中古住宅購入型

対象者：十八歳以下の子二人以上と同居の親子世帯  
 対象住宅：一戸建て(築後十年経過した空き家)

対象工事：五十万円以上のリフォーム・増改築  
 対象額：補助対象額の三十%、最大六十万円の補助

### ②移住・定住世帯

#### (1) 定着回帰型

対象者：次の全てを満たす方  
 ●移住・定住世帯が居住する住宅のリノベーション等工事を行う方  
 ●移住者もしくはその配偶者又はそれらの親、祖父母、子もしくは孫

対象住宅：一戸建て(共同住宅可)  
 対象工事：五十万円以上のリフォーム・増改築  
 対象額：補助対象額の二十%、最大四十万円の補助

#### (2) 中古住宅購入型

対象者：次の全てを満たす移住者又はその配偶者

●中古住宅を購入し、令和五年十月一日以降に所有権を取得した方  
 ●購入した住宅を持ち家としてリフォーム等する方

対象住宅：一戸建て(築後十年経過した空き家)

対象工事：五十万円以上のリフォーム・増改築

対象額：補助対象額の三十%、最大六十万円の補助

### ③断熱・省エネ化

#### (1) 持ち家型

対象者：住宅の所有者等  
 対象住宅：一戸建て  
 対象工事：断熱・省エネ改修工事  
 対象額：補助対象額の十%、最大八万円の補助

### ④災害復旧

対象工事の確認は罹災証明書以外の市町村が交付する被災証明書と被害状況の写真で受付けることとなりま  
 対象被害：半壊または床上浸水以上の住宅  
 対象額：補助対象工事費の十%、最大八万円の補助

※住宅リフォーム推進事業の補助金の申請は、一の住宅につき原則一回限りです。子育て世帯(持ち家型)及び移住定住世帯(定着回帰型)については、過去に住宅リフォーム推進事業を利用した方は、補助金額の上限額に達するまでご利用いただけます。また、各市町村によっては県の補助との併用も引き続き可能となっております。

### 令和六年度ウッドファーストあきた 県内住宅販路強化事業

#### (県林業木材産業課)

昨年引き続き、県産材を使った新築住宅の構造材、下地材等の購入に対し、利用率によって最大で一戸当たり

十五万の補助金を受けることが出来ます。

対象の事業の主体は、以下の通り。

- a. 協定を締結した工務店グループ等
- ※基準を満たす場合は一企業での実施可(R5事業実施 16グループ)
- b. 県と協定を締結した工務店等(過去五年間のうち県産材利用拡大に係る事業を実施していない工務店等)

### ①県産材を利用した住宅の取組み

#### ●グループの共通ルール

a. 通常枠(三三〇戸)(予定)  
 補助条件：構造及び下地材の利用率、七十二%以上(前年度より二%UP)

※「県産材製品の利用強化に関する協定」を締結した工務店などであること。

補助率：定額十五万円/一戸あたり

対象期間：令和六年四月一日～令和七年二月二十八日(利用率七十二%以上)

※完成年月日が期間内であること。

b. チャレンジ枠(一〇〇戸)(予定)  
 補助条件：構造及び下地材の利用率、五十%以上

※令和六年度から県産材利用率の向上に取り組む新規工務店であること。

補助率：定額七万円/一戸あたり

対象期間：令和六年四月一日～令和七年二月二十八日(利用率五十%以上)

※完成年月日が期間内であること。

### 問い合わせ先

県建築住宅課

〇一八(八六〇)二五六一  
 県林業木材産業課  
 〇一八(八六〇)一九一五

## 耐震化・耐震改修普及に対する支援事業(県建築住宅課)

県内の住宅耐震化は全国的にも耐震化が遅れており、県では更なる普及促進に向けた支援を県内20の市町村で行っております(耐震改修は18の市町村)。

- ※1
- 対象住宅：昭和56年5月31日以前に建てた木造戸建て住宅
- 申込み先：住宅のある市町村窓口
- 支援内容：耐震診断 自己負担 1万円(耐震診断士派遣の場合)  
 耐震改修に補助金 30万円 ※2

※1：各市町村によって制度や要件が異なりますので、詳しくはお住まいの担当課までお問い合わせ下さい。

※2：男鹿市においては、能登半島地震を教訓に補助限度額の上限を30万円から100万円へ引き上げました。

### 事務局休業のお知らせ

県連合会では八月十三日(火)より八月十五日(木)まで事務局の取扱いを休ませていただきます。通常業務につきましては八月十六日(金)より行いますので、ご不便をおかけいたしますが、何卒ご協力の程宜しくお願いいたします。

県では昨年に引き続き、7月24日からの大雨被害による住宅リフォーム推進事業(災害復旧)の受付を開始いたしました。詳しくは県及び市町村窓口へお問い合わせ下さい  
 (災害救助法による住宅の応急修理制度を併用する場合はご注意ください)